覚 醒 剤 原 料 廃 棄 届 出 書

　覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

　　　年　　　月　　　日

住　所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては名称及び代表者名）

葛飾区保健所長　あて

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄しようとする覚醒剤  原料の品目及び数量 |  |
| 廃棄の日時 | 年　　　月　　　日　　　　　時　　　分 |
| 廃棄の場所 | 薬局所在地：  薬局名称　： |
| 廃棄の事由 |  |
| 参考事項 |  |

備　考

１　廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあっては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあっては一般名称及びその数量を記載してください。

２　覚醒剤原料廃棄の際は、保健所職員の立会いが必要です。